

令和 7 年 1 月 29 日

廃食用油の回収日のお知らせについて

河川の汚れの原因は、工場・事業所によるものだけではありません。家庭で使用した廃食用油をそのまま流すと、河川を汚し悪臭を放つ大きな原因となります。

つきましては、生活排水対策として、家庭で不用となった食用油を回収し、リサイクル原料とするため、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(回 収 日)

第 4 回 令和 7 年 3 月 7 日 (金)

〔回収時間 午前 8 時から 10 時まで〕

回収場所

〔注〕・事業所(店舗、工場等)で使用した油及び機械油(車のオイル等)は、回収しません。

・油は、必ず回収容器(ポリタンク)へ移し、持参した容器等は、各自でお持ち帰りください。※容器に入ったままの油、空の容器は回収いたしません。

・油は熱いまま回収容器へ移さないでください。

・雨天でも実施します。

※ 羽島市資源物ストックヤードでも廃食用油を回収していますので、ご利用下さい。

羽島市堀津町須賀南 2 丁目 29 番地 Tel : 397-1535

利用時間：午前 9 時から正午まで、午後 1 時から 4 時まで

【月・火休み(土・日は利用可能)】

羽島市 生活環境部 生活環境課 本庁舎 2 階 71 番窓口	山田・山木田 ・松尾
所在地	岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地
電話	058-392-1111 (内線 2122)
FAX	058-391-2100
Mail	seikatsu@city.hashima.lg.jp

令和 7 年 1 月 29 日

廃食用油の回収日のお知らせについて

河川の汚れの原因は、工場・事業所によるものだけではありません。家庭で使用した廃食用油をそのまま流すと、河川を汚し悪臭を放つ大きな原因となります。

つきましては、生活排水対策として、家庭で不用となった食用油を回収し、リサイクル原料とするため、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(回 収 日)

第 4 回 令和 7 年 3 月 1 4 日 (金)

〔回収時間 午前 8 時から 1 0 時まで〕

回収場所

[注]・事業所(店舗、工場等)で使用した油及び機械油(車のオイル等)は、回収しません。

・油は、必ず回収容器(ポリタンク)へ移し、持参した容器等は、各自でお持ち帰り
ください。※容器に入ったままの油、空の容器は回収いたしません。

・油は熱いまま回収容器へ移さないでください。

・雨天でも実施します。

※ 羽島市資源物ストックヤードでも廃食用油を回収していますので、ご利用下さい。

羽島市堀津町須賀南 2 丁目 29 番地 Tel : 397-1535

利用時間 : 午前 9 時から正午まで、午後 1 時から 4 時まで

【月・火休み(土・日は利用可能)】

羽島市 生活環境部 生活環境課 本庁舎 2 階 71 番窓口	山田・山木田 ・松尾
所在地	岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地
電話	058-392-1111 (内線 2122)
FAX	058-391-2100
Mail	seikatsu@city.hashima.lg.jp